

2015.3.25

# 工事妨害禁止 仮処分を決定

## 石木ダム、地権者に

石木ダム（川棚町）建設に伴う付け替え道路の工事をめぐり、長崎地裁佐世保支部は24日、県の申し立てを認め、地権者ら16人に対して工事の妨害を禁止する仮処分の決定を出した。

県は、地権者ら23人に対する仮処分を申し立てていた。決定は、このうち16人について、工事予定地で立ちふさがつたり、座り込んだりしたと認定。「通路として使用することを妨害してはならない」と命じた。他の7人については妨害行為が認められないとして、申し立てを却下した。

中村法道知事は「県の主張が認められたことを受け、（工事の）準備を整えて再開したい」との談話を出した。

建設に反対する地権者側は現場での抗議を続ける方針だ。地権者の岩下和雄さんは「仮処分決定を受けていない人がこれまで通り抗議を続ける」と語った。

# 通行妨害の禁止命じる

石木ダムで仮処分

県と佐世保市  
が川棚町に計画  
する石木ダム事  
業をめぐり、買

取済み用地での  
付け替え道路工  
事を阻止された  
として県が反対  
地権者や支援者  
決定に対し、地権者の石  
丸勇さん(65)は「水需要予  
測のデータなどを踏まえダ  
ムは不要と訴えてきた私た  
た。ほかの7人については  
妨害を認定できる証拠がな  
いとして県の主張を退け  
た。

計23人を相手に  
通行妨害禁止な  
どを求めた仮処  
分申し立てにつ  
いて、長崎地裁  
佐世保支部(森岡  
礼子裁判長)は24日、16

人の対して通行妨害を禁じ  
る決定を出した。  
県が昨年7月30日から着  
手しようとした付け替え道  
路工事の際の反対地権者ら  
による抗議行動について、  
森岡裁判長は地権者ら16人  
による妨害行為を認定し  
「将来においても妨害行為  
をする蓋然性がある」とし

た。この考えは変わらない。県  
に出した公開質問状への回  
答や説明を引き続き求めた  
い」。中村法道知事は「県  
の主張が認められたことを  
受け、準備を整えてから(工  
事は)再開したい」とのコ  
メントを出した。

2015年(平成27年)3月25日 水曜日

西日本新聞

石木ダム道路工事

仮地裁佐世保  
仮処分命令

# 反対派16人妨害禁止に

県と佐世保市が東彼川棚町に計画する石木ダム建設事業付け替え道路工事をめぐり、現場入り口をふさいだとして県が反対派23人の通行妨害禁止を求めた仮処分について、長崎地裁佐世保支部(森岡礼子裁判長)は24日、16人に通行妨害しないよう命じる決定をした。残り7人については県側の請求を却下した。県は決定を受け、新年度に入つてから工事を再開する方針。

決定では、建設予定地について「県が占有権を有する」と一応認められる」として、進入するには現場入り口を通るしかないと指摘。16人については、通行を妨害したと認めるに足りる

的確な疎明(大まかな証明)はない」とした。

県は2013年度に計上した付け替え道路工事事業費約1億7300万円のうち、92%に当たる約1億6千万円を本年度まで繰り越している。今回は反対派の阻止行動で工事が進まなかつたとして、新年度まで繰り越せるよう国に申請。県

河川課は「県の主張に近い仮処分が出たため、承認されるだろう」としている。県は昨年7月末から着工しようとする県職員の前に立ち、道を空けるよう求めても移動しなかつたなどと認定した。一方、周辺にいた7人については「通行を妨害したと認めるに足りる

を試みたが、反対派の抗議を受け工事準備を中断。8月7日に仮処分を申し立てていた。(緒方秀一郎)

## 県側「主張認められた」

## 反対派「判断基準が不明」

石木ダム建設事業付け替

仮処分を受けた地権者、

え道路工事をめぐり、反対

派16人に通行妨害禁止の仮

処分が出された24日、県側

は「主張が認められた」と

工事再開に前のめりな姿勢

を見せた。一方、反対派か

らは「判断基準が分からな

い」と疑問の声が漏れた。

岩本宏之さん(70)は「私たちが申し出ている話し合いに応じず、一方的に仮処分申請した県のやり方に腹がない」と不満をこぼす。

処分対象から外れた地権者、

者、川原義人さん(74)は「毎日抗議したのになぜ処分を受けなかつたのか不可解」と首をかしげ、「工事はさせない。何が何でもダムを白紙撤回させるだけ」と抗議の継続を強調した。

県土木部の木村伸次郎政策監は会見で「(県が占有する土地で)県職員の通行を妨害するのは違法行為との司法判断が示された。重く受け止めていただきたい」と述べた。

(緒方秀一郎、宮崎智明)